

別記様式

議 事 録

会議の名称	令和6年度 第1回 岩倉市水道料金等審議会
開催日時	令和6年5月28日（火） 午前9時から午前10時50分まで
開催場所	市役所 7階 第1委員会室
出席者 （欠席委員・説明者）	出席委員：千頭委員、浅井委員、大矢委員、菅沼委員、服部委員、 中洲委員 欠席：森山委員 説明者：建設部長、上下水道課長、上水道グループ長、下水道グルー プ長、下水道グループ主任、上水道グループ主任
会議の議題	（１）経費削減等の取組について （２）水道料金の改定について （３）下水道使用料の改定について （４）答申（案）について
議事録の作成方法	☒ 要点筆記 ☐ 全文記録 ☐ その他
記載内容の確認方法	☒ 会議の委員長の確認を得ている ☒ 出席した委員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
会議に提出された 資料の名称	資料１　：　岩倉市水道料金等審議会委員名簿 資料２　：　経費削減等の取組について 資料３　：　水道料金の改定について 資料４　：　下水道使用料改定について 資料５　：　答申（案）
公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開
傍聴者数	０人
その他の事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）
1 開会 2 議題 （１）経費削減等の取組について 資料２について説明 委 員：給水負担金とは、新たに水道を引くために本管を伸ばす費用徴収のことか。 事務局：給水負担金は、加入金といった性格のもの。本管を伸ばす際に費用徴収するものとしては工事負担金がある。 委 員：13ミリの給水負担金はいくらか。 事務局：82,500円。口径が大きくなるにつれて高くなる。 会 長：給水負担金の徴収は新築の場合でいいか。 事務局：新築がほとんど。口径変更の場合、差額分を徴収する。 会 長：既に水道がひかれている住宅を買った場合、給水負担金は不要か。 事務局：不要である。 委 員：給水負担金を支払ったあとに市内転居した場合、新住所でも支払わなければならないのか、旧住所で支払済みだから支払わなくていいのか。 事務局：新住所にメーターが設置されていない場合、給水負担金を支払う必要がある。ただし、旧住所で給水負担金を支払っており、かつ旧住所のメーターを撤去した場合、旧住所での給水負担金支払額を充当することができる。 委 員：その場合、旧住所に新しく入居した人は給水負担金を払わなければいけないということですか。 事務局：はい。 会 長：下水道接続のために工事負担金を支払う必要があるか。 事務局：不要である。 委 員：経費削減の取り組みの中で、漏水調査の費用はどれくらいか。有収率が向上して年間500万円の経済効果があるというが、費用が年間800万円であれば、経費削減にはならないのではないか。 事務局：漏水調査の費用は3年間で約900万円、年間300万円であるため、経済効果の500万円と比較すると200万円の削減効果となる。 委 員：3年間で全域の漏水調査を完了しているのか。 事務局：市内全域の調査が完了している。 委 員：未納者に対する徴収業務の費用と回収額は。 事務局：年度ごとに異なるため、数字として出すのは難しい。 会 長：未納者に対する徴収業務のために新たに人を雇用したわけではなく、追加的に人件費が発生しているわけではない。

(2) 水道料金の改定について

資料3について説明

委員：親メーターの口径が75ミリの場合、これまでは、基本料金は口径に関係なく500円だったが、改定後は8,920円となる。この計算方法は不利益とならないか。

事務局：一戸建ての家が13ミリで基本料金が500円から530円になるのに対して、一つの親メーターで複数の戸数を計算するような分譲マンションの入居者が基本料金8,920円になるのは均衡が取れていない。用途別から口径別に変更した他の自治体を参考にし、一つの親メーターで複数の戸数を計算するときの基本料金は、一戸建てと同様に13ミリで530円として計算するように考えている。

委員：岩倉市では75ミリのメーターを設置した建物があるのか。

事務局：75ミリを設置している建物は少数だがある。メーターを1つの工場や1戸で使用している場合は75ミリで8,920円の基本料金となるが、複数の戸数で使用している場合は13ミリで計算することを考えている。

会長：今質問のあったようなことは、市民への新料金の広報時に注意書きをした方がいい。

会長：資料3の4ページ、1～5[㎡]という表記は資料3の1ページと同様に0[㎡]超～5[㎡]以上と表示したらどうか。

事務局：修正する。

委員：県水の値上げ分は料金算定に反映されているのか。

事務局：値上げにより県水受水費が年間300万円～400万円程度増加する見込みであり、その分を反映させている。

会長：水道料金は修正後の資料3でもって最終の答申とさせていただく。

(3) 下水道使用料の改定について

資料4について説明

会長：3回に分けて料金を改定していくが、その刻み方が2つの案があるということを出していただいている。事務局としては2つの案をどのように考えるか。

事務局：金額的には大きな差はないが、最近使用水量が全体的に減ってきているということもあり、基本使用料を高くした方が、収入が少し増えると思っている。

会長：案④-4ということになる。

委員：資料4の3ページ、現行の表を見ると基本使用料が428円。これに上乗せ分として使用水量20[㎡]だと使用料78円に20[㎡]をかけるという計算でいいのか。

事務局：使用水量20[㎡]の場合、基本使用料428円、6～10[㎡]区間の60円×5[㎡]、11～20[㎡]区間の78円×10[㎡]の合計で1,580円となる。

委員：案④-4の場合、使用水量20[㎡]だと1,940円でよいか。

事務局：はい。

会長：事務局が示す案④-4について何か意見はあるか。

委員：市民の側からすると安い方がありがたい。特に中小企業になると電気や水道等が同時に上がっていくのは、仕方がないにしても経営が厳しくなるところも出てきてしまう。案④-5でも苦しいという方も見えると思うが、できればソフトに上がる方がいい。

会長：案④-5は初回のアップは少ないが、令和11年と15年の改定額はかえって大きい。全体としては大きな差はないのかもしれないが。

委員：案④-4の方が単価は高いが、大口使用者の実際の金額を見ると案④-5の方が高くなる。商売される方の負担が大きいのは案④-5の方ということではないか。

会長：一般家庭の場合はそれが逆になる。資料4の2ページ、20㎡のところをみていただくと、ちょうど50円、案④-5より案④-4の方が高くなる。50㎡になると逆転する。

委員：商売される方の負担が少なくなる案④-4の方が良さそうな気がする。個人の使用では案④-4の方が高いが、少額のため。

委員：個人使用者からすると、使用量は下の方であるため案④-4と案④-5ではさほど変わらないと感じるので、数値目標が近くなる方がいいと思う。この審議会の前に会社や美容室などの水を使っているところに聞いてみたが、電気やガスの料金が上がってきている中で、水道料金や下水道使用料の値上げは仕方ないという反応だった。

委員：最近報道番組で値上げ報道されているのを見ると全国的に値上げしているのを認識できるので、少しあがるのも仕方ないと落ち着くのでは。

会長：審議会としては、二つの案に絶対的な大きな差はないというところと、一般大口使用者の値上がり幅を抑えるというのを含めて案④-4で決定とする。

委員：資料4の1ページ目を見ると令和7年に1回目の改定があり、それから4年ごとに最終的には令和15年となるが、そんなに遅くていいのか。

事務局：水道の改定と下水道の改定があるため、交互に2年ずつの期間と考え、下水は4年ごとになっている。

委員：最後の改定を令和15年ではなくて令和13年や令和14年に早めるのはどうか。

事務局：下水道使用料の改定が、使用料単価150円を目標にしてスタートしているが、本来は、処理費の全てを使用料で賄うことにある。たまたま岩倉はそれが150円に近かった。また、一回で値上げをすると市民の方の負担が大きいというご意見も頂いている。事務局としては値上げが早いと健全な経営に近付くが、今後、水道料金が上がり、下水道使用料も上がり、と続くと思うので、このスケジュールが事務局としても市民の方としてもいいのではないかと考えている。

会長：我々の答申時に資料4の1ページの表を答申の内容としたときには、我々の答申が令和15年までの料金を縛ることになるのか。定期的に審議会を開くべきであるということ答申内容に入りたいが、この令和11年あるいは令和15年の改定はここで答申して、もし決まればもう15年までは一切見直さないのかどうか。

委員：値上げスケジュールを踏まえて、例えば令和11年に向けてもう一度審議会を開くというのが可能であればその方がいい。金利や物価もあがってきていて、4年後のことは誰も予想がつかない。150円をゴールにしていたが、200円じゃないととても追いつかな

いという状況になったときに、目標を 150 円から動かせないと破綻してしまうことになるし、その逆もありえる。実際にはすごく先進的なものが発見、発明されて費用が抑えられて、150 円どころか 130 円で間に合うなら無理に上げる必要はない。あまりにも先のことはわからないので、その都度見直していくのが妥当。

会 長：次の議題、答申案の附帯意見で今の趣旨を踏まえたようなところがあるのでそこでもう一度議論させていただきたい。この案で答申するとしても、それは今の時点でこの三段階の値上げは妥当と答申したのであって、令和 15 年まで一切改定を検討するなというわけではないということを確認しておく。

（４）答申（案）について

資料 5 について説明

※事前に委員から出た意見を答申の最後の附帯意見に追加したデータを以下のとおり提示する。

（３）料金等の見直しについて

この度の水道料金及び下水道使用料の改定は、現状の経営状況を鑑みれば、必要な改定と判断するが、社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め、慎重に実施されたい。

また、経済状況やライフスタイルの変化に対応するため、定期的に審議会で見直しを行い、必要に応じて水道料金及び下水道使用料の改定を検討すること。

委 員：下水道について、使用料単価の目標 150 円という数字が何故出てきたのかという説明と現状がいくらなのかを加えた方がいいのでは。

会 長：（１）使用料体系の中に、①、②と同じレベルで、使用料単価 150 円というのを挙げるべきかもしれない。

事務局：3. 下水道使用料の改定について（１）の使用料体系の中に表記する。

会 長：1 ページ目はじめにのところの下から二段落目、最後に「自ら対策をとる必要がある」と書いてある。少なくとも審議会は自らではないので、わざわざ自らと言わなくてもいい。「対策をとる必要がある」でいいのでは。

事務局：修正する。

会 長：附帯意見の最後の部分の修正案について、前半の 3 行と後半の 2 行とはやや意味合いが違う。後半は定期的に検討することなので「定期的な検討について」という見出しにして分けた方がいいのでは。また、「慎重に実施されたい」という趣旨は、我々として料金値上げはやむなしとして、何年度に値上げするのが妥当と答申するため、やや矛盾していると思われる。

事務局：慎重に実施されたいという言葉が、ほぼ確定的に決めてきた状況で急にここでトーンを変えてきている感じがする。「見極め」以降、「慎重に実施されたい」と「また、」を削って後半とうまくつなげる形（「～影響等を見極め、経済状況やライフスタイル～」）はどうか。定期的に審議会で見直しを行う流れにすべきと思う。

委員：定期的というのは、具体的に示さなくてよいのか。例えば4年後にまた改正があるのであれば、3年後に翌年度の改定に向けて現状で妥当であるかを審議するように、より具体的にしておいた方がいいのでは。

事務局：そのように表記している自治体もあるが、具体的に何年後に見直すといった表記にすると、その間は、急な物価変動など何が起こっても実施しないと捉えられてしまうと考えるような表現としている。

会長：経緯としては、今まで十数年検討しなかったが、それはまずいから、定期的に見直しが必要という意味で表記されている。「定期的に見直しを行う」と答申した場合、市としての受け取り方はどうなるか。

事務局：料金算定の手引きに、料金算定の期間は、3年から5年が妥当とあるため、そこが基準になると思われる。状況によってはそれが2年となることもありえる。

委員：恒久的に3年から5年でやるというつもりでいったわけではない。4年ごとにあげると答申するので、答申が正しかったかを3年後に再度審議して、翌年度にあげるべきものなのか検討した方がいいという意味。

会長：では、4年後の値上げの前にその妥当性については再度審議会を開催して検討した方がいいという意見があったということを議事録に残し、今回の答申としては「定期的に」という表現でいいか。

委員：問題ない。

会長：附帯意見の「慎重に実施されたい」について、事前にいただいた意見としては、中小の事業所にとって値上げばかりなので、少しでもそれを抑えることができたらいいいという思いを背負っている立場で話をされたと思われる。しかし、値上げが妥当であると答申することから、「慎重に」と表現するのは矛盾するのではないか。

委員：前半の「社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め」という文言と、後半の「経済状況やライフスタイルの変化に対応するため」という文言が似たようなことを言っている。例えば前半の文言を削って「～必要な改定と判断するが、社会情勢及び水道使用者への影響等を見極め、定期的に審議会で見直しを行い～」とするか、後半を削って「～必要な改定と判断するが、経済状況やライフスタイルの変化に対応するため、定期的に審議会で見直しを行い～」として、どちらかの文言を削れば一文で分かりやすいかと。先ほどの会長の案とはまた違う形となるが。

会長：前半も社会情勢のところまでは趣旨としては後半と同じで、唯一違うのは水道使用者への影響の見極めという部分。

委員：社会情勢の部分を削除して、「経済状況やライフスタイルの変化及び水道使用者への影響～」とした方がスムーズであると思う。

委員：行政側と使用者側、両方の影響を考慮するというように取れていい表現と思う。

会長：ではこの表現でいきたい。他二か所ほどご意見が出たので、早急に答申案の修正後、次回より前に委員の皆さまにお送りして、更にご意見があれば事前に出していただく。次回は市長に来ていただいて答申するため、ゼロから議論する時間はないと思う。

委 員：市長が答申内容だけを見て、料金体系表や資料４の１ページ目の予定表等がないのに判断していいものなのか。答申を市長にお渡して、別添で参考資料を添付してはどうか。

会 長：可能である。

事務局：では別添として、料金改定表の新旧表、改定の時期がわかる資料４の１ページ目のような表をつける。

会 長：料金の改定というのは苦しい議論ではあるが、必要性は我々も認めざるを得ない状況だった。答申案を一部修正し、次回に答申したいと思う。

３ その他

事務局：次回の開催は答申ということで、７月１８日の木曜日午後２時から、場所は本日と同じ第一委員会室で開催させていただく。市長にこちらに来ていただいて、会長からお渡しいただくということで大体一時間くらい予定している。

委 員：【追加質問】岩倉市の上下水道の耐震化率というのは大体どれくらいか。

事務局：水道管全体では３７％。下水道については今資料がないのでわからないが、震災があってからは全国的に耐震の部材を使っているので、それ以降はそういうものになっている。

４ 閉会